定款

東京都豊島区東池袋一丁目 2 5 番 9 号 INEST 株式会社

改訂日 令和6年1月23日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、INEST株式会社と称し、英文では、INEST, Inc.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の経営又は事業活動を支配及び管理すること並びにこれに付帯関連する業務を 行うことを目的とする。
 - (1)情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
 - (2)アプリケーションサービスプロバイダー事業
 - (3) ソリューションシステムの設計、開発、保守、販売
 - (4)電気通信事業法に定める電気通信事業
 - (5)電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
 - (6)電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス業
 - (7)オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
 - (8) コンピュータを用いたシステムの分析、設計、開発、運用、保守、販売
 - (9)コンピュータ及び周辺機器の販売
 - (10)各種マーケティング業及び各種コンサルティング業
 - (11)労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
 - (12)特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、版権、コンピュータソフトウェアの売買
 - (13)コストダウンサービス事業
 - (14)食料品・一般日用品・事務用品・備品・什器・ペット・機械・消耗品等の販売及び売買の仲介・斡旋
 - (15)酒類の販売
 - (16)古物の売買
 - (17)物流システムの設計、開発、運用及び保守
 - (18)商品の販売に関する代理、仲立業務
 - (19)通信販売に関する業務
 - (20)旅行業、イベント業、広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売・ 賃貸
 - (21)損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務
 - (22)経営管理事務、経理事務、総務事務、労務管理事務等の受託業務及び各種代行業務
 - (23)クレジットカードの取扱業務
 - (24)有価証券の取得、保有、投資及び運用
 - (25)不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びコンサルタント業務

- (26)前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務
- (27)前各号に付帯又は関連する一切の業務
- (28)前各号に定める業務以外の一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を、東京都豊島区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、365,728,800株とし、各種類の株式の発行可能種類株式 総数は、普通株式が343,018,800株、A種優先株式が22,710,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の各種類株式の単元株式数は、いずれも100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが できない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 A種優先株式

(剰余金の配当)

第13条 当会社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配 当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種 優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」と いう。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当 を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。

(残余財産の分配)

第14条 (1) A種優先残余財産分配金

当会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円(ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。)を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。

(2) 参加条項

当会社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残

余財産分配金の分配と同順位で支払う。

(議決権)

第15条 A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

- 第16条 当会社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。
 - 2 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当 てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同 一の割合で与える。
 - 3 当会社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

第4章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第17条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これ を招集する。
 - 2 株主総会は、東京都区内において招集する。

(招集権者及び議長)

- 第18条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使する ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第21条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(種類株主総会)

- 第23条 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
 - 2 第18条、第19条、第21条及び第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。
 - 3 第20条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、 第20条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、 それぞれ準用する。

第5章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第24条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第25条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって 選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - 4 当会社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 - 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

- 第26条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締 役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第27条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締 役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社 長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する ことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が 取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第32条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した 取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
 - 2 第30条第2項の意思表示の記載又は記録に係る書面又は電磁的記録は、法令で定めるところ により作成する。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができ る。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第36条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第38条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を もって行う。 (監査等委員会の議事録)

第39条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席 した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第40条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員 会規程による。

第7章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任の制限)

第44条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項 の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質 権者に対し行う。 (中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株 主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第48条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 当会社はその支払義務を免れる。

以上